

福岡県教員育成指標の改訂について

1 改訂の背景

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律

令和4年5月18日公布、令和5年4月1日施行

①公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正
②研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドラインの策定

令和4年8月31日付

上記のとおり、改正後の教育公務員特例法に基づき、令和4年8月31日付で文部科学大臣から「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」の改正が告示され、同指針に基づくガイドラインが新たに策定された。

これを受け、下記2の各指標（平成30年策定）を改訂する。

2 改訂する指標（種類については現行と同様）

- ・市町村立学校教員及び校長についての指標
- ・県立学校教員及び校長についての指標
- ・市町村立学校及び県立学校養護教諭についての指標
- ・市町村立学校及び県立学校栄養教諭についての指標
- ・市町村立幼稚園教員についての指標（参考として示すもの）

3 指標改訂の考え方

（1）教員

改正後の指針において、教師に共通的に求められる資質能力として示された以下の5つの柱に基づき、指標の資質能力部分（縦軸）を再構成する。

- ①教職に必要な素養
- ②学習指導
- ③生徒指導
- ④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応【新規】
- ⑤ICTや情報・教育データの利活用【新規】

（2）校長

これからの時代に必要な「アセスメント能力」（様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有する）や「ファシリテーション能力」（学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化する）を加えて再構成する。

4 今後の予定

- ・教員育成指標を踏まえ「令和5年度福岡県教員研修計画」を策定（令和5年2月頃）
※研修記録についてはExcelでの管理を予定
- ・国が開発する研修受講履歴記録システムを導入（令和6年度から）